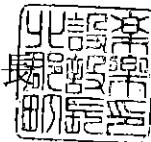


3設企第211号  
令和4年2月7日

愛知県知事殿

設楽町



(仮称)新城・設楽風力発電事業計画段階環境配慮書について(回答)

令和4年1月18日付け3環活第489号で照会のありました(仮称)新城・設楽風力発電事業計画段階環境配慮書に対する意見は、下記のとおりです。

記

1. 計画されている発電施設は巨大なものであることから、超低周波音を含む騒音、風車の影などによる近隣住民への影響、発電施設及び設置工事による自然環境への影響、周辺からの眺望景観への影響などについて詳細な調査、予測を実施し、その結果を十分に勘案した上で事業の実施について検討されたい。
2. 周辺地域住民の健康への影響については、特に慎重に検討されたい。
3. 絶滅の恐れのある野生生物が生息する可能性がある範囲では、詳細な調査、予測などを実施し、影響の回避、低減について十分検討されたい。
4. 発電施設の設置工事を行った場合に生ずる可能性のある濁水、土砂流出による下流河川の魚類等生息環境への影響についても十分検討されたい。
5. 設楽町省エネルギー及び再生可能エネルギー基本条例を尊重されたい。
6. 事業内容及び事業に伴う影響について住民に十分説明し、理解を得た上で事業の実施について検討を進められたい。

担当企画ダム対策課  
電話 0536-62-0514  
(ダイヤルイン)